

議案第 66 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月17日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

連結法人に係る租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成及び優良な住宅の新築の認定事務が神奈川県から移譲されること等に伴い、新たに当該認定事務に係る申請手数料を定めようとするものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年 3 月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市調整部関係の款第73項中「若しくは第63条第 3 項第 6 号」を「、第63条第 3 項第 6 号若しくは第68条の69第 3 項第 6 号」に改め、同款第74項中「若しくは第63条第 3 項第 7 号ロ」を「、第63条第 3 項第 7 号ロ若しくは第68条の69第 3 項第 7 号ロ」に改め、同款第89項中「若しくは第63条第 3 項第 5 号イ」を「、第63条第 3 項第 5 号イ若しくは第68条の69第 3 項第 5 号イ」に改め、同款第90項中「又は第63条第 3 項第 7 号イ」を「、第63条第 3 項第 7 号イ又は第68条の69第 3 項第 7 号イ」に改める。

付 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市長の部都市調整部関係の款第74項及び第90項の改正規定は、公布の日から施行する。